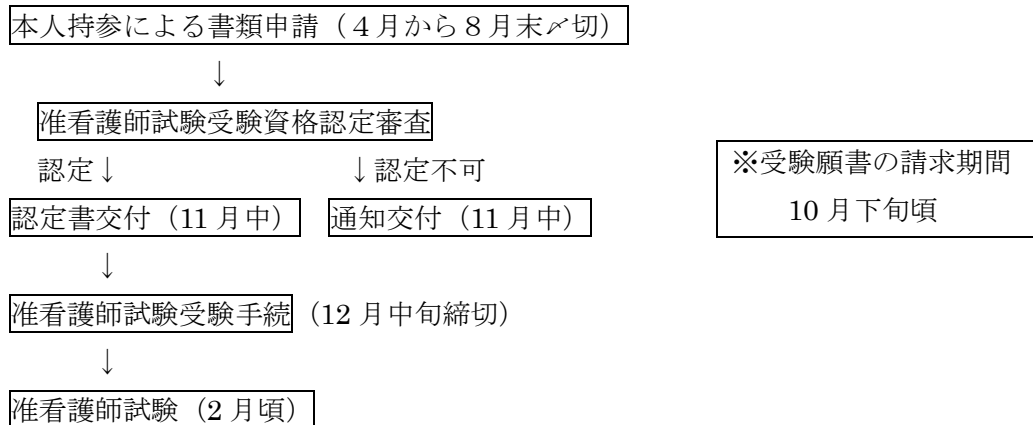


# 沖縄県准看護師試験の受験資格認定について

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を取得した者が、沖縄県で准看護師試験を受験するためには、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第5号に基づいた厚生労働大臣の認定、これに該当しない者は、同法第22条第4号に基づいた都道府県知事の認定が必要とされています。受験資格認定の手続き及び審査方法は、以下の通りです。



## 1. 審査対象者

下記のいずれにも該当するもの

- (1) 外国の看護学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、保健師助産師看護師法第21条第5号に基づいた厚生労働大臣の認定に該当しない者
- (2) 沖縄県在住の者で、沖縄県知事の実施する准看護師試験の受験資格を得ようとする者

## 2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

## 3. 認定基準

以下の(1)～(7)までの認定基準を満たした者に対し准看護師試験受験資格認定を行う。

- (1) 外国看護師学校養成所の修業年限
  - ア) 外国看護師学校養成所の入学資格  
中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又は同等と認められる者
  - イ) 外国看護師学校養成所の修業年限  
2年以上
  - ウ) 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限  
11年以上、又は同等と認められる者
- (2) 教育科目の履修時間

履修時間の合計が 1890 時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

(3) 教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

(4) 当該国の判断

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

(5) 外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること。

(6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

ること。

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1 の認定を受けていること。

4. 申請書類（書類申請 4 月から受付開始、8 月末締切）

申請者は、以下の申請書類を沖縄県保健医療部保健医療政策課に提出すること。なお、申請書類の受理は対面で行うことから事前予約が必要である。

(1) 准看護師試験受験資格認定願（様式 1）

(2) 准看護師試験受験資格認定申請理由書（様式 2）

(3) 履歴書

学歴については、日本の小学校に該当する学校から看護学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、履歴についてもできるだけ詳細に記載すること。

(4) 在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正するなどの法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む）、又は戸籍抄本または戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る。）（申請前 6 ヶ月以内に発行されたものに限る。）

(5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前 1 ヶ月以内に発行されたものに限る。）（様式 3）

(6) 写真（6 × 4 c m のもの 1 枚。申請前 6 ヶ月以内に脱帽正面で撮影したもの）（様式 4）

(7) 外国で取得した看護師免許の写し

看護師免許に有効期限がある場合は、有効期限内の免許でなければ申請書類としてみなされない。更新し、有効期限内のものを用意すること。

(8) 外国における資格試験合格証明書の写し又は合格証明書

(9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(11) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（教育課程・シラバス等）

当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、講義と臨地実習の別がわかるように記載すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。

- (12) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履歴科目、単位数及び時間数の対照表(様式5)を使用すること。ただし、学校側又は本人により同様の様式で作成されたものでも可とする。教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。
- (13) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書(様式6)(様式7)  
卒業当時の状況を記載し、「年 月 日 時点」の日時もその当時のものであること。
- (14) 外国で外国看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (15) 卒業した外国看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明(卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット)
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し、又は認定結果及び成績に関する証明書

\* 作成上の注意

1. 提出書類の部数は1部である。
2. (1)、(2)、(5)、(6)、(12)及び(13)は所定の様式によること。
3. (12)は日本語で記載すること。
4. (13)は卒業当時の状況を記載すること。
5. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
6. (7)～(11)及び(13)～(15)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明書を合わせて提出すること。

注意:当該国の大使館、領事館とは、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではない。

7. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する。)
8. 認定申請(書類提出)日時の予約、認定申請は必ず申請者本人が行うこと。  
郵送及び代理による申請は受理しないので注意すること。
9. 外国看護師学校養成所が統合等によって名称を変更している場合は、現存の看護師学校養成所の施設長の証明を用意すること。また、廃校している場合は、看護師学校養成所を管理している国や州政府等に問い合わせ、必要書類を準備すること。

5. 手続き及び問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県保健医療介護部保健医療総務課看護班 TEL 098-866-2169

2014年4月作成

2026年7月更新